

PFI事業等審査委員会規約（案）

（目的）

第1条 十勝圏複合事務組合（以下「組合」という。）が新たな一般廃棄物処理施設整備を進めるにあたり、事業者の提案について有識者の意見を確認しながら審議を進めるため、PFI事業等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を開催する。

（委員体制）

第2条 審査委員会は、学識経験者等6名以内の委員をもって組織する。

（委員会）

第3条 審査委員会に会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総括する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

4 会長が必要と認めるときは、有識者等に出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

5 審査委員会の開催概要は非公開とする。

（庶務）

第4条 審査委員会の庶務は、組合において行う。

（委任）

第5条 この規約に定めのあるもののほか、審査委員会に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この規約は、令和4年 月 日から施行する。